

平成29年度整備着工分 特別養護老人ホーム(ユニット型) Q&A

	件名	質問	回答
1	特別養護老人ホームの整備について	特別養護老人ホームの施設を整備するにあたり、同一建物内にグループホームや介護付有料老人ホームを設置し、複合施設とすることは可能でしょうか？	<p>グループホームは、公募を行っておりますので、採択された場合は設置が可能となりますが、グループホームは単年度整備、今回募集の特別養護老人ホームは2ヵ年整備となり開設時期が異なるため同一建物に設置することはできません。</p> <p>また、介護付有料老人ホームについては、第6期介護保険事業計画において整備を行いませんので設置することはできません。</p>